

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

規則第33号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定申請書等）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
  - (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
  - (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
  - (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- （事業報告書）

第3条 条例第19条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄県平和創造の森公園（以下「公園」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
  - (2) 業務に係る収支状況
  - (3) 公園の利用状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- （補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為として行う申請に必要な申請書等）
- 2 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年沖縄県条例第20号）附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

別記様式

（第2条関係）